

ファミリー・フレンドリー企業 へ STEP UP

少子・高齢化の急速な進行の中で、育児や家族の介護は、労働者が就業を継続していく上で、大きな課題となっています。企業においては、男女労働者が仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働ける環境をつくること、ますます重要になってきています。



「ファミリー・フレンドリー企業」とは、どのような企業ですか？



「ファミリー・フレンドリー企業」とは、
仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、
多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う
企業のことをいいます。

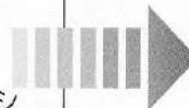
ファミリー・フレンドリー企業になると、こんなメリットが……

企業にとって

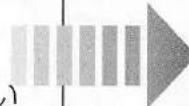
- ★優秀な人材が確保できる
- ★従業員のモラルが向上する
- ★休業取得への対応で仕事の効率化、組織のフレキシビリティの向上や従業員の能力開発が期待できる

従業員にとって

- ★家族とのコミュニケーションが深まる
- ★家庭生活とのバランスが確保できる
- ★自分に合った働き方で、ストレスの減少や新しい発想を生み出す



業績・企業イメージUP



作業効率UP

自社に合った取組を積極的に進めていきましょう



仕事と育児・介護とが両立できる「様々な制度、取組」とはどのようなものですか？



具体的には、例えば以下のようなものが考えられます。

1

法を上回る育児休業制度・介護休業制度

- ① 1年を超える育児休業制度
- ② 3ヶ月を超える介護休業制度
- ③ 分割取得できる育児・介護休業制度
- ④ 対象となる家族の範囲に限定がない介護休業制度
- ⑤ 育児・介護休業中の情報提供やスムーズな復帰のための教育訓練

2

仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度

- ① 育児・介護のための短時間勤務制度
 - ・ 1日の所定労働時間を短縮する制度
 - ・ 週又は月の所定労働時間・日数を短縮する制度
 - ・ 労働者が個々に勤務しない日又は時間を要求することを認める制度
- ② フレックスタイム制
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度
- ④ 子の看護休暇制度（子どもの急なケガや病気の看護のための1日、半日又は時間単位の休暇）
- ⑤ 保育所の行事への参加等に使える半日又は時間単位の休暇制度
- ⑥ 在宅勤務制度

3

仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度

- ① 事業所内託児施設
- ② 育児・介護サービス費用の補助（ベビーシッター・ホームヘルパー等の利用料補助等）
- ③ 育児・介護休業中の従業員への経済的援助制度（毎月の金銭支給、見舞金の支給等）
- ④ 育児・介護等を理由に退職した労働者を再雇用する制度

4

仕事と家庭の両立がしやすい企業文化

- ① 仕事と家庭の両立を支援する考え方を経営方針に盛り込んでいる
- ② 育児・介護休業期間中の欠員補充を行っている
- ③ 従業員からの職場の両立支援についての意見や要望を受けて、改善に取り組んでいる
- ④ 社内にプロジェクトチームを設け、仕事と家庭の両立について検討している

ここにあげたもの以外にも、様々な制度や取組が考えられます



わが社では、様々な制度・取組の中のどのようなものを進めたらよいのでしょうか？



仕事と家庭とを両立できる雇用環境を整備するには、企業の自主的な取組が基本となります。仕事と家庭との両立のしやすさの進展度合い、不足している点等を点検・評価して、その結果に基づき、対策を進めることが効果的です。

そのような進展度合いや不足度合いを評価する尺度として、「両立指標」を活用してください。

★両立指標の内容

下記の5つのカテゴリーに分類された質問に回答し、得られた得点を加算して評価します。

(計61項目、満点は415点)

1. 両立支援（休業）	育児や介護のために休業できる制度等	10項目 計100点
2. 両立支援（勤務時間短縮等）	仕事をしながら育児や介護ができる制度等	10項目 計 80点
3. 利用状況	1, 2の制度の利用状況	18項目 計100点
4. 環境づくり	制度を利用しやすい環境づくり	8項目 計 55点
5. 人事労務管理	その他の仕事と家庭との両立がしやすい制度等	15項目 計 80点

※ 厚生労働省ホームページで、両立指標をご覧いただけます

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/shihyou.html>)

★両立指標の利用方法

質問に回答し、
診断

各項目の取組状況・
利用状況を点検

カテゴリー毎のバランス
で、進展度合いをチェック

これから進めるべき
取組を把握

他にも、次のような活用が考えられます。

- ① 時系列で取組の進捗状況を見る
- ② 目標を設定して達成度を測る
- ③ 対外的な企業アピールに活用する

★ファミリー・フレンドリー・サイト <http://www.familyfriendly.jp>

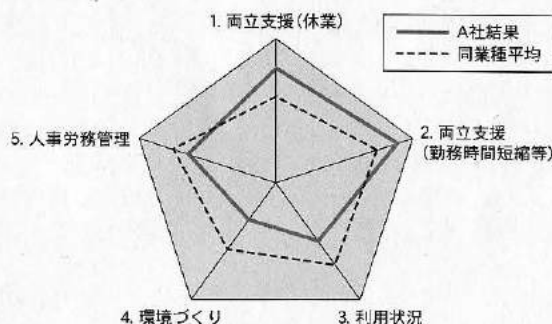
企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」をインターネットで診断します。

インターネットで両立指標の設問に答えると、自社の取組の現状や同業種等の中での自社の位置、今後の取組へのアドバイス等の診断コメントが得られます。

診断チャートイメージ（例）

■コメント例

制度は整っているものの [1.両立支援（休業）2.両立支援（勤務時間短縮等）]、制度の利用が少ないようです [3.利用状況]。従業員が制度を利用しやすい環境づくりに取り組むことが必要です。従業員にアンケートを行うなどにより、制度の利用が少ない原因を明らかにしましょう [4.環境づくり]。従業員が休暇を取得しにくい社内の雰囲気があることも考えられます [5.人事労務管理]。





他社で良い事例があれば、その内容を教えてください。



厚生労働省では、ファミリー・フレンドリー企業の考え方と取組が日本のより多くの企業に導入されるよう、普及活動の一環として「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施しています。表彰制度が創設された平成11年度から昨年度までに、大臣賞として19企業、都道府県労働局長賞（平成11年度の名称は「女性少年室長賞」）として170企業が表彰されました。平成15年度に厚生労働大臣優良賞を受賞した企業の取組をご紹介します。

マツダ株式会社

所在地：広島県安芸郡／業種：自動車製造販売業／従業員数：約20,000人

育児休業制度は子が1歳に達するまでで、期間変更が柔軟に行える。また、期間雇用者も対象にしている。介護休業制度は最長1年までで、1回に限り再度申出が可能。期間雇用者も対象にしており、介護される家族の範囲・状態が法を上回っている。

勤務時間の短縮等の措置については、育児・介護ともに勤務時間の短縮、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ、所定外労働の免除が利用できる。フレックスタイム制（現業部門以外）もあり、短時間勤務との併用が可能。

子に限らず、家族の看護のための休暇制度があり、家族の年齢の制限はなく、一人につき年間10日間（70%有給）取得可能。

一時保育や体調不調児保育にも対応する事業所内託児施設の運営、共済会よりベビーシッター、ヘルパーの利用料補助や育児・介護休業中に定額支給する制度がある。これらの情報は、社内電子メディアで、育児・介護に関連した諸制度・情報として従業員に提供。

従業員の意識調査で両立支援策の希望聴取を行うほか、労使で両立取組にかかる検討委員会を設置、運営しているなど、従業員が多様な働き方を選択できるような環境づくりに取り組んでいる。制度の利用率も高く、育児休業、介護休業ともに男性の利用がある。

* 厚生労働省ホームページで、ファミリー・フレンドリー企業表彰をご紹介します
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/family/index.html>)

お問い合わせ先

〈都道府県労働局雇用均等室〉

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3818-8408	滋賀	077-523-1190	香川	087-831-3762
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-234-5928	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-421-6157	長崎	095-844-4384
福島	024-536-4609	山梨	055-231-8611	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-263-1220	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

〈ファミリー・フレンドリー・サイトについてのお問い合わせ先〉

財団法人21世紀職業財団 職業家庭両立業務部 支援課

TEL 03-5276-3694 FAX 03-5276-3705